

告示

埼玉県告示第千三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
坂戸市東部地域包括支援センター	事業所名称	坂戸市地域包括支援センター 若葉	坂戸市東部地域包括支援センター	介護予防支援
坂戸市西部地域包括支援センター	事業所名称	シャローム地域包括支援センター	坂戸市西部地域包括支援センター	介護予防支援
坂戸市中央第三地域包括支援センター	事業所名称	坂戸市地域包括支援センター さくら	坂戸市中央第三地域包括支援センター	介護予防支援
坂戸市中央第二地域包括支援センター	事業所名称	坂戸市地域包括支援センター しんまち	坂戸市中央第二地域包括支援センター	介護予防支援
白岡薬局	事業者所在地	東京都台東区橋場一―一―八	東京都台東区今戸二―二八―七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

在宅介護支援センター ピッラ・ベツキア在		ケアステーションす てっぷ	あおば薬局
事業所 所在地	事業所名	事業所名	事業所 所在地
秩父市寺尾一 四〇四	秩父中央在宅 介護支援セン ター	ふれ愛の郷 居宅介護支 援事業所	東京都台東区 橋場一―一― 八
秩父市寺尾二 七四四	ピッラ・ベツ キア在宅介 護支援セン ター	ケアステーション すてっぷ	東京都台東区 今戸二―二八 ―七
居宅介護支援		居宅介護支援	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導